**平成２２年（フ）第４５７４号**
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―２―307
債務者　内野　成國
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５７９号**
東京都日野市東平山１丁目７―13―2222
債務者　古内　智規
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８０号**
東京都世田谷区下馬６丁目13―６―102
債務者　深澤　　秀
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８１号**
東京都練馬区春日町５丁目29―２―804
債務者　薄井スミ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８２号**
東京都足立区足立２丁目６―５―101
債務者　小岩井　昇
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８３号**
神奈川県相模原市並木３丁目16―14―103
債務者　村田　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８４号**
東京都板橋区高島平４丁目10―14―103
債務者　高橋　舞衣
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５８９号**
東京都文京区小石川１丁目３―５―601
債務者　磯部　重憲
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９０号**
神奈川県横浜市泉区領家４丁目22―１―４―104
債務者　寺村　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９１号**
東京都練馬区石神井町６丁目32―12―106
債務者　金森ツグヨ
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９２号**
東京都世田谷区等々力２丁目36―２―401
債務者　齋藤　洋子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９３号**
東京都文京区千石１丁目26―２―302
債務者　梁川里花こと　李　　里花
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９６号**
東京都東大和市向原６丁目1155―29―101
債務者　野中富士男
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４５９７号**
東京都東大和市向原６丁目1155―29―101
債務者　野中　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４６００号**
東京都八王子市別所１丁目46―211
債務者　宮田　真白
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４６０１号**
神奈川県川崎市川崎区観音１丁目10―11―317
債務者　岡田峯子こと　金　　峯子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部